情報の登録について」（平成二十七年三月三十一日付内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡。以下「全国総合システム事務連絡」という。）に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。

3　私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の一号認定子どもに係る前年度費用額の合計額は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成三十一年内閣府告示第三十四号）による改正前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号。以下「公定価格基準」という。）に基づき算出された費用の額のうち、平成三十年十月の私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもに係る額の合計額とする。以下この表において同じ。

4　私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の一号認定子どもに係る前年度利用者負担額の合計額は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年六月十三日政令第二百十三号）第四条から第七条までに定める利用者負担額のうち、平成三十年十月の私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもに係る額の合計額とする。以下この表において同じ。

5　前年度私立幼稚園在籍人員数及び前年度私立認定こども園在籍人員数の合計数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十年十月一日現在の私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。

情報の登録について」（平成二十七年三月三十一日付内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡。以下「全国総合システム事務連絡」という。）に基づいて内閣府に報告された平成三十年四月一日現在の私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。

3　私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の一号認定子どもに係る前年度費用額の合計額は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成三十年内閣府告示第四十四号）による改正前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号。以下「公定価格基準」という。）に基づき算出された費用の額のうち、平成二十九年十月の私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもに係る額の合計額とする。以下この表において同じ。

4　私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の一号認定子どもに係る前年度利用者負担額の合計額は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年六月十三日政令第二百十三号）第四条から第七条までに定める利用者負担額のうち、平成二十九年十月の私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもに係る額の合計額とする。以下この表において同じ。

5　前年度私立幼稚園在籍人員数及び前年度私立認定こども園在籍人員数の合計数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十九年十月一日現在の私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。